

国民健康保険税を見直します

平成30年度から、国民健康保険は都道府県単位で運営されることになりました。
県の作成した運営方針に基づき、国民健康保険税率の見直しを行います。

平成29年度まで

	医療分	支援分	介護分
所得割	2.64%	0.66%	0.75%
資産割	8.80%	2.20%	3.70%
均等割	23,000円	5,800円	8,700円
平等割	24,000円	6,000円	5,700円

平成30年度から

	医療分	支援分	介護分
所得割	2.88%	0.71%	0.82%
資産割	5.87%	1.47%	2.47%
均等割	23,000円	5,800円	8,700円
平等割	24,000円	6,000円	5,700円

国民健康保険高齢受給者証を更新します

- 国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、もう1枚高齢受給者証をお持ちいただいています。
- 現在、皆さんがお持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく高齢受給者証を、7月中旬以降にお送りします。
- 高齢受給者証の色は、薄だいたい色から白色に変わります。
- 8月1日以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。
- 期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料を見直します

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料率の見直しが行われます。

平成28・29年度	
所得割率	9.54%
均等割額	46,984円

平成30・31年度	
所得割率	8.76%
均等割額	45,379円

- 所得割額の軽減廃止
平成30年度から制度の見直しにより、所得割軽減制度は廃止されます。
- 被扶養者であった方の軽減割合の変更
これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、制度の見直しにより、均等割額が7割軽減から5割軽減に変更されます。なお、所得割額は引き続き課せられません。

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

- 現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬以降に簡易書留郵便でお送りします。
- 保険証の色は、オレンジ色から若草色に変わります。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- 期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先 民生部住民課



特集

国民健康保険・後期高齢者医療保険 からのお知らせ

平成30年8月から

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年8月から、国民健康保険に加入されている70歳以上の方、後期高齢者医療保険の方の高額療養費の上限が変わります。

皆様のご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは？

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

平成30年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※2
一般	課税所得 145万円未満の方 ※1	14,000円 年間上限 144,000円 ※3	57,600円 【多数回44,400円】※2
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯 ※4	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)※4		15,000円

平成30年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 690万円以上の方		252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円】※2
	課税所得 380万円以上の方 ※4		167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※2
	課税所得 145万円以上の方 ※4		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※2
一般	課税所得 145万円未満の方 ※1	18,000円 年間上限 144,000円 ※3	57,600円 【多数回44,400円】※2
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯 ※4	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)※4		15,000円

※1.世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2.過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3.年間(8月～翌年7月)の限度額は一般、非課税世帯Ⅰ・Ⅱに該当した月に外来で診察を受けた額の合計で算出します。

※4.現役並み区分の方で課税所得690万円未満の方や非課税世帯Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」を申請していただくことにより、同一医療機関でのひと月の限度額が表の額となります。